

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員並びに
役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

平成 23 年 10 月 28 日規程第 2 号

平成 27 年 10 月 26 日規程第 2 号

平成 28 年 3 月 23 日規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号及び定款第 13 条及び第 27 条の規定に基づき、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団（以下「財団」という。）の評議員及び役員の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち財団を主たる勤務場所とし、週 3 日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類・金額)

第 3 条 役員等には、その地位のみに基づいては、報酬等を支給しない。ただし、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は、別表に定める年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬等は、各年度の総額が 644,000 円を超えない範囲内で、理事会等への出席の都度、別表に基づき支給する。
- 4 評議員の報酬等は、定款第 13 条に定める金額の範囲内で、別表に基づき支給する。
- 5 前 1 項から 4 項の規定にかかわらず、杉並区の身分を有する役員等に対しては、報酬等を支給しない。
- 6 役員には、退職手当を支給しない。

(新たに就任したときの報酬)

第 4 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給し、報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の途中から支給するときの報酬支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(退任又は解任時の報酬)

第5条 常勤役員が死亡し、又は財団の都合により解任されたときは、当該死亡し又は解任された日の属する月の報酬を支給する。

2 常勤役員が前項以外の事由により退任し、又は解任されたときは、当該退任又は解任された日までの報酬を支給する。この場合において、その支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(再任時の報酬)

第6条 前条第1項の規定により、解任当月の報酬金額の支給を受けた役員が、解任された日の属する月のうちに再任されたときは、その月の報酬は支給しない。

2 前項に定める以外の再任のときは、第4条の例による。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等(常勤役員を除く)の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員等に支給する。

ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支給すべき報酬等の金額から、その金額を控除したものとする。

2 常勤役員の報酬等の支給方法、支給手続、その他については、この規程に定めるほか、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団派遣職員就業規程の例による。

(通勤費)

第8条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

2 通勤費の支給方法は、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団派遣職員就業規程の例による。

(費用弁償)

第9条 役員等がその職務遂行にあつて負担した交通費や宿泊等の費用については、報酬日額を支給した場合を除き、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団派遣職員就業規程の定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(公表)

第10条 この規程をもつて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行ふ。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

別表（第3条関係）

役職名		年度総額
常勤役員	常務理事	6,961,000円までの範囲内 (1人あたり)
非常勤役員	理事	644,000円までの範囲内 (1人あたり日額6,000円) ※杉並区の身分を有する者を除く
	監事	644,000円 (1人あたり日額20,000円) ※杉並区の身分を有する者を除く
評議員	評議員	360,000円 (1人あたり日額6,000円)

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成27年10月26日規程第2号）

この規程は、平成27年10月26日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規程第4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。